

令和6年度大野城市会計年度任用職員（保育所）募集要項

1 採用予定職種及び人数

職種	募集人数	勤務形態
保育所保育士	8名	①延長パート 週3日又は週4日程度 月～金：午後3時～午後7時 土：午後2時～午後6時 ②フルタイム非常勤 月10日 午前7時～午後6時の間の7時間45分勤務

※月曜日から土曜日のシフト制

2 基本的な勤務条件

任用期間	任用開始日から令和7年3月31日まで
勤務場所	大野南保育所、筒井保育所のいずれか
勤務内容	保育所における保育業務
給料・報酬	①延長パート：時給 1,193円～1,289円 ②フルタイム非常勤：日給 9,247円～9,989円 ※支給日は翌月の15日
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日（シフト制）、祝日、年末年始 ※職場によっては異なる場合があります。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1年間に最大20日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇など）
社会保険	健康保険（福岡県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※以下に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険加入の対象です。 ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・勤務期間2か月超 また、週5日のフルタイム勤務（7時間45分/日）者は、雇用の7月日から雇用保険は資格喪失し、退職手当組合に加入となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。（連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

面接試験日	随時
実施方法	面接、書類審査
資格要件	保育士資格
受験資格	<p>地方公務員法第16条の規定に基づき以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書①・②に必要事項を記載の上、<u>郵便はがき</u>、<u>保育士証の写し</u>とともに、子育て支援課に郵送または直接提出してください。</p> <p>※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書は2通あります。</p> <p>申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真の貼付、受験票を切り取り<u>郵便はがき</u>の裏面に貼付し、表面に返送用の宛名の記載をしてください。</p> <p>申込書②（申込用履歴書）には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p>
提出先	<p>〒816-8510</p> <p>大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 子育て支援課宛</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員（職種名）申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p>
提出期限	<p>毎週水曜日（必着）</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p> <p>※合格者数が募集人数に到達次第受付終了。</p>
合格発表	<p>合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に限り、結果発表日から1週間の間、開示の請求ができます。</p> <p>希望する人は、市役所1階の子育て支援課まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和7年3月31日までに登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。また、 <u>雇入前3ヶ月以内の健康診断結果の提出</u> をお願いいたします。
採用決定	採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、 <u>候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> 採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。
勤務希望	申込時の提出書類に記載していただいた勤務時間や日数、配属先等の希望については、沿えない場合がありますので予めご了承ください。 また、応募された勤務形態以外の職種での勤務を打診させていただくことがあります。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。 次年度の予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。